

騒音規制法及び振動規制法による

特定施設に係る届出の手引

目 次

1	特定施設に係る届出の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	特定施設の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	特定施設の設置届出書の作成・・・・・・・・・・・・	4
4	経過措置による届出書の作成・・・・・・・・・・・・	6
5	特定施設変更届出書の作成・・・・・・・・・・・・	7
6	設置・使用・変更届出書に必要な添付書類・・・・・・・・	9
7	特定施設に係るその他の届出書の作成・・・・・・・・	15
	（氏名等変更、承継、使用全廃）	

令和 8 年 3 月

横浜市みどり環境局

届出までの流れ

Step 1：対象施設の確認

- ・設置、変更する施設が「特定施設」に該当するか確認してください。（2～3ページ参照）



Step 2：必要書類の準備

- ・届出書の各種様式を電子申請・届出システムからダウンロードして記載してください。
- ・添付書類を揃えてください。（9ページ参照）



Step 3：届出

- ・以下の期限までに届け出てください。

設置届出書：設置工事の開始日の**30日前まで**

使用届出書：当該地域が指定地域となった日又は当該施設が特定施設となった日から**30日以内**

変更届出書： 変更に係る工事の開始日の**30日前まで**

氏名等変更届出書、承継届出書、使用全廃届出書：変更のあった日から**30日以内**

- ・提出方法：電子申請、窓口、郵送（いずれも電話やメールで**事前相談**をお願いします。）

電子申請・届出システム

下記 URL、二次元バーコードから、**各種様式のダウンロード**、**電子申請での届出**が可能です。

騒音規制法

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/9cfb0200-95af-4260-93f9-faa13dfff2a3/start>

振動規制法

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ab5741db-bb8f-4447-9590-d8697c9e3dae/start>



騒音規制法



振動規制法

チェックリスト

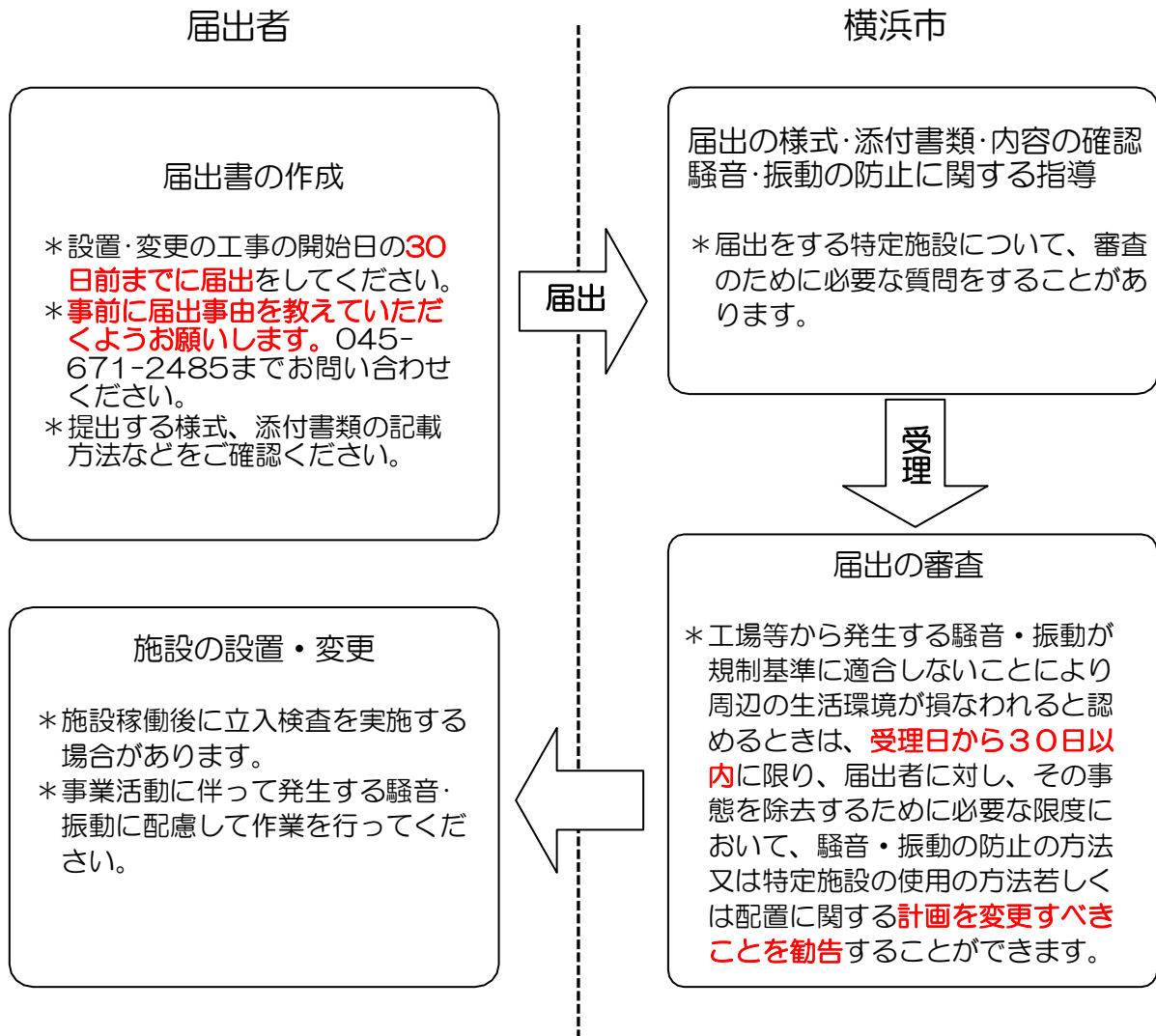
- ☐ 大気・音環境課への事前相談（TEL：045-671-2485）
- ☐ 届出書一式を正副2部作成
- ☐ 騒音規制法・振動規制法のいずれの特定施設にも該当する場合、両方の届出の作成
- ☐ 騒音・振動の予測値が規制基準を満足（14ページ参照）
- ☐ 提出期限（設置届出書、変更届出書は工事開始の30日前までに届け出ること）
- ☐ 電子申請の場合、データ形式はPDF

1 特定施設に係る届出の概要

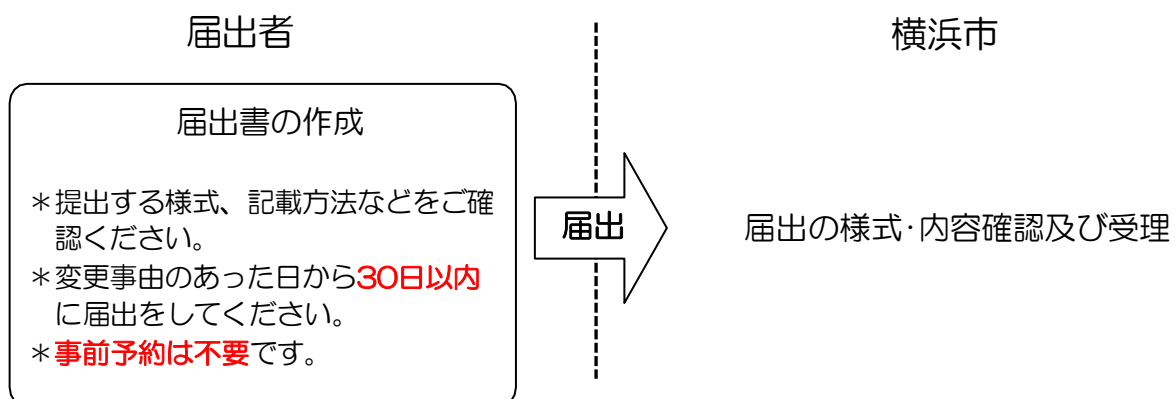
(1) 特定施設とは

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって政令で定める施設（2～3ページ参照）をいいます。

(2) 設置届出書・使用届出書・変更届出書について（4～14ページ参照）



(3) 氏名等変更届出、承継届出、使用全廃届出について（15～18ページ参照）



2 特定施設の一覧

(1) 騒音規制法で規定されている特定施設（騒音規制法施行令別表第1）

1	金属加工機械	イ	圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。)
		ロ	製管機械
		ハ	ベンディングマシン (ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)
		ニ	液圧プレス (矯正プレスを除く。)
		ホ	機械プレス (呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)
		ヘ	せん断機 (原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)
		ト	鍛造機
		チ	ワイヤーフォーミングマシン
		リ	ブラスト (タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)
		又	タンブラー
		ル	切断機 (といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機 (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。) 及び 送風機 (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)		
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)		
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)		
5	建設用資材 製造機械	イ	コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機 の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)
		ロ	アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)		
7	木材加工機械	イ	ドラムバーカー
		ロ	チップパー (原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)
		ハ	碎木機
		ニ	帯のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワ ット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)
		ホ	丸のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワ ット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)
		ヘ	かんな盤 (原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)
8	抄紙機		
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)		
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)		

(2) 振動規制法で規定されている特定施設（振動規制法施行令別表第1）

1	金属加工機械	イ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ロ	機械プレス
		ハ	せん断機 （原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
		ニ	鍛造機
		ホ	ワイヤーフォーミングマシン （原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） （冷凍機（冷媒圧縮機）を除く。）		
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）		
4	織機（原動機を用いるものに限る。）		
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）		
6	木材加工機械	イ	ドラムバーカー
		ロ	チップパー （原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）		
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）		
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）		

騒音規制法・振動規制法に共通する特定施設であっても、下表のように届出対象となる能力や定格出力が異なる場合があります。確認してから届出書を作成してください。

	騒音規制法	振動規制法
機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上	すべて
せん断機	原動機の定格出力 3.75kW 以上	原動機の定格出力 1kW 以上
チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
印刷機械	原動機を用いるもの	原動機の定格出力が 2.2kW 以上

船舶又は車両に設置される施設については届出不要です。

3 特定施設の設置届出書の作成

指定地域内で、金属加工機械や空気圧縮機など、騒音・振動を発生する一定の施設（特定施設）を設置することにより、初めて特定工場等になるときは、**設置の工事の開始の日の 30 日前までに**、市長に届け出なければなりません。

＊ 初回の届出に限ります。特定施設の追加・変更等の届出については「**5 特定施設の変更届出書の作成**」をご参照ください。

（１）届出が必要になる地域（指定地域）

横浜市の区域のうち都市計画法で掲げる工業専用地域を除く区域

（昭和 61 年 3 月 25 日横浜市告示第 58 号及び第 61 号）

＊ 用途地域は、「iマッピー」でお調べください。（裏表紙参照）

（２）様式第 1 「特定施設設置届出書」の作成

様式は横浜市の電子申請・届出システムからダウンロードできます。騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設の設置については、**両方の届出が必要**になります（液圧プレスや破碎機など）。また、届出書一式は**正副 2 部**作成してください。

（３）必要な添付書類

特定施設から発生する騒音・振動を予測するために、添付書類を用意してください。（9 ページ参照）

《様式第1 特定施設設置届出書 騒音規制法の場合の記入例》
特定施設を設置することにより、初めて特定工場等になるときに作成してください。

様式第1

特定施設設置届出書

(届出先)
横浜市長

令和〇年 〇月 〇日

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

届出者
横浜市中区〇〇町一丁目1-1
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

電話 045-671-xxxx
担当者 〇〇課 〇〇 〇〇

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 横浜工場				※整理番号	
工場又は事業場の所在地	横浜市中区〇〇町1-1				※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容	機械製品の製造				※施設番号	
常時使用する従業員数	10人				※審査結果	
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。				※備考	
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)	設置完了 予定年月日
空気圧縮機	AAA-xxxx	7.5kW	1	8:00	17:00	令和〇年 〇月〇日
液圧プレス	BBB-xxxx	298kN	2	8:00	17:00	令和〇年 〇月〇日
送風機	CCC-xxxx	7.5kW	3	8:00	17:00	令和〇年 〇月〇日

- 備考1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

用途地域

条例

月 日

振動

月 日

※受付者

4 経過措置による届出書の作成

指定地域となった際、現にその地域内において工場・事業場に特定施設を設置しているときは**当該地域が指定地域となった日から30日以内に**、一の施設が特定施設となった際、現に指定地域内において工場・事業場にその施設を設置しているときは**当該施設が特定施設となった日から30日以内に**、市長に届け出なければなりません。

(1) 届出が必要になる地域（指定地域）

横浜市の区域のうち都市計画法で掲げる工業専用地域を除く区域

（昭和61年3月25日横浜市告示第58号及び第61号）

＊用途地域は、「iマッピー」でお調べください。（裏表紙参照）

(2) 特定施設に関する最新の情報は横浜市のウェブページをご参照ください。

(3) 様式第2「特定施設使用届出書」の作成

様式は横浜市の電子申請・届出システムからダウンロードできます。騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設の変更については、**両方の届出が必要**になります。また、届出書一式は**正副2部**作成してください。

(4) 必要な添付書類

特定施設から発生する騒音・振動を予測するために、添付書類を用意してください。（9ページ参照）

《様式第2 振動規制法の場合の記入例（抜粋）》

様式第2

特 定 施 設 使 用 届 出 書

(届 出 先) 横 浜 市 長

令和〇年 〇月 〇日

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者 横浜市中区〇〇町一丁目1-1
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

電 話 045-671-xxxx
担当者 〇〇課 〇〇 〇〇

振動規制法第7条第1項の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 横浜工場				※整理番号	
工場又は事業場の所在地	横浜市中区〇〇町1-1				※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容	機械製品の製造				※施設番号	
常時使用する従業員数	10人				※審査結果	
振 動 の 防 止 の 方 法	別紙のとおり。				※備 考	
特 定 施 設 の 種 類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)	使用開始 年 月 日
空気圧縮機	AAA-xxxx	7.5kW	1	8:00	17:00	令和〇年 〇月〇日
液圧プレス	BBB-xxxx	298kN	2	8:00	17:00	令和〇年 〇月〇日

5 特定施設の変更届出書の作成

特定施設の種類、数、騒音・振動防止の方法などを変更しようとするときは、その変更に係る**工事の開始の日の 30 日前までに**、市長に届け出なければなりません。

＊初回の届出については「3 特定施設の設置届出書の作成」をご参照ください。

(1) 届出事由と届出様式

届出事由	届出様式	
	騒音規制法	振動規制法
種類（及び能力）ごとの数の変更	様式第3「特定施設の種類ごとの数変更届出書」＊ ¹	様式第3「特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書」＊ ²
使用開始・終了時刻の変更＊ ³	届出不要	様式第3「特定施設の使用の方法変更届出書」
騒音・振動の防止方法の変更＊ ⁴	様式第4「騒音の防止の方法変更届出書」	様式第4「振動の防止の方法変更届出書」

- ＊1 騒音規制法については、特定施設の種類ごとの数が**減少する場合**及びその数を直近の届出により届け出た数の**2倍以内の数に増加する場合**は届出不要。
- ＊2 振動規制法については、特定施設の種類及び能力ごとの数を**増加しない**場合は届出不要。
- ＊3 届け出している特定施設の使用開始から終了までの時刻内での変更は届出不要。
- ＊4 特定工場等において発生する騒音・振動の大きさの増加を伴わない変更については届出不要。

(2) 様式の作成

様式は横浜市の電子申請・届出システムからダウンロードできます。騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設の変更については、**両方の届出が必要**になります（液圧プレスや破碎機など）。また、届出書一式は**正副2部**作成してください。

(3) 必要な添付書類

特定施設から発生する騒音・振動を予測するために、添付書類を用意してください。
（9ページ参照）

《様式第3 特定施設の種類ごとの数変更届出書 騒音規制法の場合の記入例》

特定施設の種類、数などを変更しようとするときに作成してください。

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

(届出先)
横浜市 長

令和〇年 〇月 〇日

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

届出者

横浜市中区〇〇町一丁目1-1

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

電 話 045-671-xxxx

担当者 〇〇課 〇〇 〇〇

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり
届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 横浜工場						※整理番号		
工場又は事業場の所在地	横浜市〇区〇〇町〇丁目〇ー〇						※受理年月日		年 月 日
							※施設番号		
							※審査結果		
							※備 考		
特定施設の種類	型 式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻		変 更 予 定 年 月 日
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	
機械プレス①	AAA-xxxx	294kN	0	1	-	8:30	-	17:00	令和〇年 〇月〇日
空気圧縮機②	BBB-xxxx	7.5kW	1	2	-	8:00	-	20:30	令和〇年 〇月〇日
送風機③	CCC-xxxx	11kW	2	3	-	0:00	-	24:00	令和〇年 〇月〇日
送風機④	DDD-xxxx	15kW	0	1	-	非常時	-	非常時	令和〇年 〇月〇日
送風機	EEE-xxxx	7.5kW	2	0	0:00	-	24:00	-	令和〇年 〇月〇日

備考1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、法第8条第1項ただし書の規定により届出
を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。

2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があ
るときはその記号並びに名称を記載すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

条例	月 日	振動	月 日	※受付者	
----	-----	----	-----	------	--

6 設置・使用・変更届出書に必要な添付書類

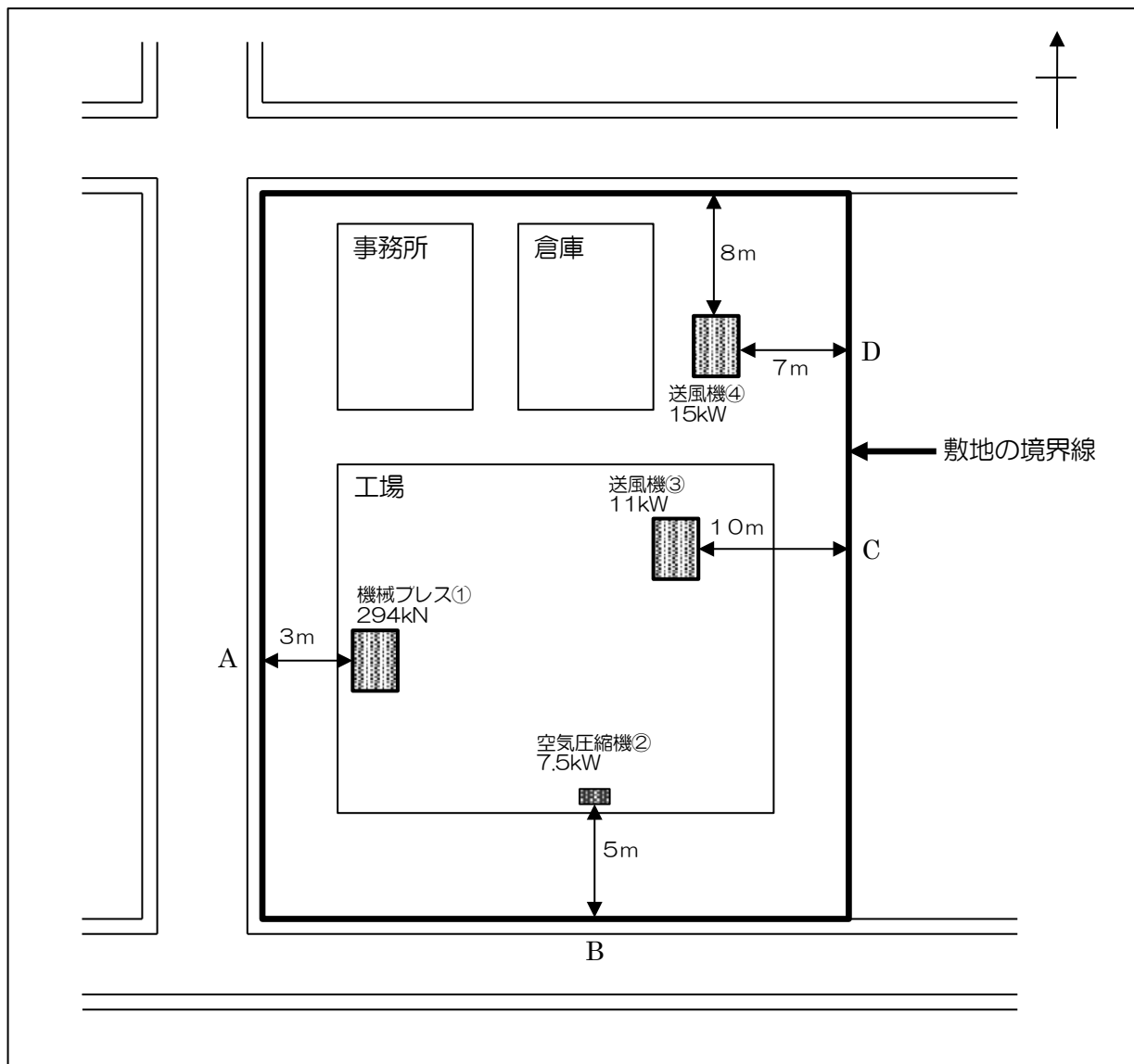
特定施設から発生する騒音・振動を予測するために、次の資料を添付してください。

番号	騒音	振動	添付書類
①	○	○	工場等への案内図および付近の状況図（工場の場所を確認するため）
②	○	○	作業工程図（特定施設の用途を確認するため）
③	○	○	特定施設の配置図（10ページ参照） （特定施設の位置と敷地境界線までの距離を確認するため） ＊敷地の境界線を明記してください。 ＊特定施設の名称、能力を記入してください。 ＊特定施設ごとに最も近い敷地の境界線までの距離を記入してください。 ＊一つの図面に収まらない場合は、「敷地内における建物の配置状況図」、「工場等建物の平面図」、「特定施設の配置状況図」等に分けて提出することができます。 ＊方位を明記してください。
④	○	○	工場等の立面図（東西南北）（特定施設を設置する建物の外観を確認するため） ＊立面図がない場合は写真での代用も可。 ＊施設を屋外に設置する場合は不要。
⑤	○	○	建物の断面図、かなばかり図又は仕上げ表など （特定施設を設置する建物の外壁等の状態を確認するため） ＊建物の壁の構造が分かる資料 ＊施設を屋外に設置する場合は不要。 ＊距離減衰のみで規制基準を満足できる場合は不要。
⑥	○	○	特定施設の仕様書、カタログ又は図面等（特定施設の能力を確認するため） ＊型式および定格出力(kW)や能力(kNなど)が分かる資料 ＊騒音規制法の特定施設については発生源での騒音レベルが分かる資料 （例：発生源からOm地点で〇〇dB） ＊仕様書等がない場合は担当までご相談ください。
⑦	○	-	音源の防音措置や消音機の構造図、その他騒音防止を示す資料 ＊音源の防音措置を講じない場合は不要。
⑧	○	-	騒音の処理方法概要書（11ページ参照） ＊横浜市ウェブページからダウンロードしてください。
⑨	-	○	特定施設の設置場所の基礎断面図（10ページ参照） ＊防振措置を講じている場合はその図面又は資料 ＊基礎の材質と厚みを明記してください。
⑩	○	○	本届出に関する問合せ先 ＊届出書の内容の詳細について後日お尋ねする場合があります。

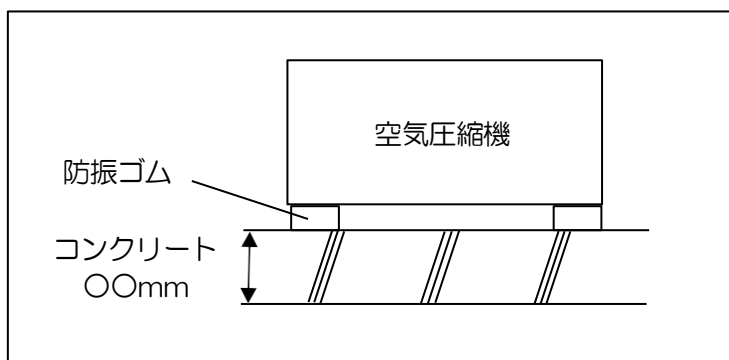
＊騒音規制法・振動規制法の両方の届出を同時にする場合は、振動規制法の届出の添付資料であって、騒音規制法の届出の添付資料と重複するものについては届出書にその旨を記載したうえ、省略することができます。

＊添付書類は、特別の事情のあるものを除き、用紙の大きさを日本産業規格A4としてください。A4以上の書類についてはA4に折り、左側を届出書とともに綴じてください。

《添付資料③例》 特定施設の配置図



《添付資料⑨例》 特定施設の設置場所の基礎断面図



《添付資料⑧例》騒音の処理方法概要書

横浜市ウェブページからダウンロードできます。

騒音の処理方法概要書

(単位 デシベル)

④カタログ等に
記載された騒音
レベルを転記

⑩規制基準遵守
のために必要な
場合は資料1を
参照して記入

用途地域と規制
基準値を記入
(資料2参照)

発生源である施設等	機械プレス①	空気圧縮機②	送風機③	送風機④
④発生源での騒音レベル	1 m 70 d B	1.5 m 55 d B	1.5 m 78 d B	1.5 m 89 d B
⑤音源対策				
⑥距離減衰	3 m 9.5 d B	5 m 10.4 d B	10 m 16.4 d B	m d B
⑦建屋減衰	省略	省略	アルミサッシ 19 d B	
⑧防音壁等				
⑨合計 ⑤+⑥+⑦+⑧	9.5 d B	10.4 d B	35.4 d B	省略
⑩敷地境界線での 騒音レベル予測 ④-⑨	61 d B	45 d B	43 d B	非常用につき 計算省略
添付図面に記載した敷地 境界線上の記号又は番号	A	B	C	D
防音対策の具体的内容	☒ 距離 ☐ 建屋 () ☐ その他 ()	☒ 距離 ☐ 建屋 () ☐ その他 ()	☒ 距離 ☒ 建屋 (ガラス網入 り7mm) ☐ その他 ()	☐ 距離 ☐ 建屋 () ☐ その他 ()
施設の使用時間	8時30分～ 17時00分	8時00分～ 20時30分	0時00分～ 24時00分	非常時
当該事業所に適用される 規制基準値 (準工業地域)	【午前8時から 午後6時まで】 65 d B	【午前6時から午前8時まで及び 午後6時から午後11時まで】 60 d B	【午後11時から 午前6時まで】 50 d B	
添付図面	施設等の位置及びその位置から敷地の境界線までの距離を示した図			

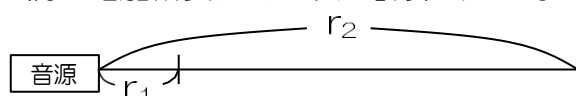
⑤～⑧
小数第2位以下
切り捨て
例：16.47→16.4

⑩四捨五入して
整数値を記入

* ④欄には、添付資料⑥の騒音レベルの数値（例：発生源から1 m地点で 75dB）を記入してください。

* 音源対策をしない場合や、防音壁等を設置しない場合は⑤、⑧欄は空欄で結構です。

* ⑥欄の距離減衰(dB)は次の計算式から求めます（小数第2位以下は切り捨て）。



r_1 = ④欄に記入した距離(m) (基準距離)
 r_2 = 音源から敷地境界線までの距離

$$\text{距離減衰量(dB)} = 20 \times \log_{10} \left(\frac{r_2}{r_1} \right)$$

基準距離

* ⑩欄は小数第1位を四捨五入し、整数値を記入してください。

資料1 建築材料等による防音効果

建屋減衰を計算する際の参考としてください。

名称		透過損失	名称		透過損失
内装	木毛セメント板(30) , 14kg/m ²	5	ガラス・開口部	普及形アルミサッシH(上げ下げ), ガラス(3)	16
	ドリゾール補強板S(50) , 19kg/m ²	7		普及形アルミサッシA(引違い), ガラス(3)	17
	インシュレーションボード(9)	16		普及形アルミサッシA(引違い), ガラス(5)	18
	インシュレーションボード(12)	21		普及形アルミサッシA(引違い), ガラス網入(7)	19
	センチュリーリシンボード(12)	28		普及形アルミサッシAの2重ガラス(5-5), 中空層(100)	23
	ラワン合板(6)	17		普及形アルミサッシAの2重ガラス(5-5), 中空層(200)	27
	ラワン合板(12)	23		気密形スチールサッシD(片引き), ガラス(5)	24
	すぎ板(15) 板幅150たて張り	18		気密形アルミサッシ(縦軸回転), ガラス(5)	27
	すぎ板(24) 板幅300たて張り	23		気密形アルミサッシ(片引き), ガラス(5)	27
	せっこうボード(7)	20		板ガラス(3)	23
	せっこうボード(9)	21		板ガラス(5)	24
	せっこうボード(12)	23		板ガラス(8)	27
	フレキシブルボード(4)	24		板ガラス(12)	31
	フレキシブルボード(6)	28		複層ガラス(5-6-5)	24
外装	スレート小波板(6.5), ピッチ63.5, 波高17	22		複層ガラス(5-6-5-6-5)	27
	スレート平板(6)	24		合わせガラス(6), 中間膜1枚	25
金属単板	アルミニウム板(1.2)	16		合わせガラス(10), 中間膜1枚	28
	鉄板(1)	24		プロフィリット UL-6	26
	鉄板(3)	33		プロフィリット UL-6の2重張り	30
	鉄板(4.5)	33		ガラスブロック積み, 65kg/m ²	38
	鉛板(1), 11.3kg/m ²	30		ガラスブロック積み, 88kg/m ²	41

名称		透過損失
複合	波形亜鉛鉄板 #30と合板(3) 空気層(100)	19
	波形亜鉛鉄板 #30と合板(3) の中空, GW(25) 入り	24
	波形亜鉛鉄板 #30とPB(7) 下地P塗(13) 中空(100)	33
	押縁下見板(7)と合板(3) 空気層(100)	21
	合板中空(4.5-36-4.5)と 鉄板(1.6) 中央	23
	合板とPBの組み合わせ材の 中空(5+7-75-7+5)	34
	たて羽目とGW入り空気層と 内装積層パネル	33
	スレート大波板(6.5)とFB(4)	24
	スレート中空部ウレタン (6-50-6)	25
	FB(4)と木毛セメント板(17)	29
	FB(4)と合板(3) の中空 (空気層100)	31
	FB中空に GW(6-40-6+GW40)	31
	PB中空に RW(7-100-7+RW50)	40
	PB中空(7-45-7) 共通間柱	30
	PB中空(7-100-7)	36
	PB(7)とRW(50)	30
	PB(7)と空気層(50)とRW(50)	29
	PB(7)下地P塗(10)の 中空にGW(25)	52
	PB(15) 2枚張りの2重壁, 中空GW(50) 入り(千鳥間柱)	46

名称		透過損失
複合	縁甲板(12) 張り と合板(3) 中央部GW(25) 入り	32
	ワイヤラス下地モルタル塗と 合板(3) 中空(真壁造)	33
	ワイヤラス下地モルタル塗と ラスボード下地P塗(真壁造)	44
	ワイヤラス下地モルタル塗と ラスボード下地P塗(大壁造)	44
	ワイヤラス下地モルタルと ラスボード下地P塗(千鳥間柱)	51
	ラスモル下地(15)にパーライト モルタル(20) の中空	35
	シボレックス(75) 仕上なし	36
	シボレックス(75)にP塗(3)と FB(9)	38
	シボレックス(75)の両面P塗に GW(20)とFB(9)	44
	フジナミラスシートモルタル (厚50, 100kg/m ²)	39
	ALC(80)の2重壁 中空層(50)	52
	ALC板(100)両面モルタル塗 (15), 115kg/m ²	39
	ALC板(100)と空気層(40)と PB(9)	42
	ALC板(100)とGW(40)と PB(9)	48
	鉄板(2.3) および(1) の中空 (GW25入り)	45
	コンクリートブロック(150) 両面モルタル塗	44
	軽量コンクリートブロック (100) 仕上なし, 160kg/m ²	28
	軽量コンクリートブロック (100) 両面油性塗料, 160kg/m ²	42
	重量コンクリートブロック (150) 両面モルタル塗(10)	44

* 材料名のあとの(数値)は厚さ(単位: mm)を示します。

* FB: フレキシブルボード, RW: ロックウール吸音材, GW: グラスウール吸音ボード,

P: 混合せっこうプラスター, PB: せっこうボード

* 参考資料: 「実務的騒音対策指針(第二版)」日本建築学会編 技報堂出版

* この表にない建築材料を騒音の予測計算に使用する場合は、参考資料として防音効果がわかるメーカーの**カタログ等の資料の添付**をお願いします。

資料2 騒音・振動の規制基準

(1) 騒音の規制基準*1

(単位：デシベル)

区域の区分	時 間		午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8 時まで 午後6時から午 後 1 1 時まで	午後 1 1 時から 午前6時まで
	地 域				
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		50	45	40
第2種区域	第 一 種 住 居 地 域 第 二 種 住 居 地 域 準 住 居 地 域 その他の区域(市街化調整区域)		55	50	45
第3種区域	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域		65	60	50
第4種区域	工 業 地 域		70	65	55
* 2	工 業 専 用 地 域		75	75	65

(2) 振動の規制基準*1

(単位：デシベル)

区域の区分		地 域 \ 時 間	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午前8時まで
第1種区域	I	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
	II	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の区域(市街化調整区域)	60	55
第2種区域	I	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
	II	工業地域	70	60
* 2		工業専用地域	70	65

*1 騒音及び振動の測定地点は、工場等の敷地境界線上の地点とします。

*2 工業専用地域は騒音規制法・振動規制法の指定地域から除外されていますが、横浜市生活環境の保全等に関する条例により、工場・事業所の敷地の境界線で騒音・振動の規制基準が定められています。

7 特定施設に係るその他の届出書の作成

(1) 届出者・届出をする時期・届出先

特定施設の設置の届出をした後、その届出事項に変更があったときには、当該事項の**変更のあった日から30日以内**に、市長に届け出なければなりません。騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設に係る変更については、**両方の届出が必要**になります。このときは、別々の届出書で届出をしてください。また、届出書は**正副2部**作成してください。

(2) 届出が必要な変更と届出様式

《主な変更事由の例》

変更事由	届出様式 (騒音規制法・振動規制法共通)	届出の時期
届出者の氏名・住所・法人にあってはその代表者の氏名、事業場名称・事業場の所在地の変更 ^{*1}	様式「氏名等変更届出書」 (16ページ参照)	変更のあった日から 30日以内
相続・合併・譲渡・賃貸など ^{*2}	様式「承継届出書」(17ページ参照)	
特定施設の廃止 ^{*3}	様式第7「特定施設使用全廃届出書」 (18ページ参照)	

*1 住居表示の変更等により、事業場の住所が変更になる場合

*2 すべての特定施設について変更事由が生じた場合。一部の特定施設にのみ変更が生じた場合は、新たに設置の届出が必要。

*3 特定工場等に設置するすべての特定施設の使用を廃止した場合。一部のみを廃止した場合には、届出不要。

《氏名等変更届出書 記入例》

届出者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名、事業場名称、事業場の所在地の変更があったときに作成してください。

氏 名 等 変 更 届 出 書				
(届 出 先) 横 浜 市 長		年 月 日		
		氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名		
		横浜市中区〇〇町一丁目1-1 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、 大気汚染防止法第11条 （第17条の13第2項、第18条の13第2項及び 第18条の36第2項において準用する場合を含む。） ば い 煙 発 生 施 設 揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設 一 般 粉 じ ん 発 生 施 設 特 定 粉 じ ん 発 生 施 設 水 銀 排 出 施 設 ダイオキシン類対策特別措置法第18条 騒音規制法第10条 振動規制法第10条 水質汚濁防止法第10条 騒音規制法・振動規制法の 特定施設を設置している特 定工場の場合は、法律ごと に届け出てください。 の規定により、 次のとおり届け出ます。				
変 更 の 内 容	変 更 前	法人住所：横浜市●区●●町●-● 法人代表者：代表取締役 ●● ●●	※ 整 理 番 号	
	変 更 後	法人住所：横浜市中区〇〇町一丁目1-1 法人代表者：代表取締役 〇〇 〇〇	※受理年月日	年 月 日
変 更 年 月 日		令和〇年 〇月 〇日	※施 設 番 号	
変 更 の 理 由		法人移転及び法人代表者変更のため	※備 考	
備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 3 該当する法律ごとに届出書を提出すること。				
届 出 に 係 る 工 場 又 は 事 業 所 の 名 称		〇〇株式会社 横浜工場		
所 在 地		横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇-〇		
連 絡 先	〇〇部 〇〇課 〇〇係 担当者氏名 〇〇 〇〇 電 話 番 号 045-671-xxxx			

《承継届出書 記入例》

特定工場等の**相続・合併・譲渡・賃貸**などがあつたときに作成してください。

承 継 届 出 書			
(届 出 先) 横 浜 市 長		令和○年 ○月 ○日	
氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名 横浜市中区○○町一丁目 1 - 1 ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○		届出者	
ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設 特定施設 特定施設（有害物質貯蔵指定施設） に係る届出者の地位を承継したので、		騒音規制法・振動規制法の 特定施設を設置している特 定工場の場合は、法令ごと に届け出てください。	
大気汚染防止法第12条第3項（第17条の13第2項、 第18条の13第2項及び第18条の36第2項において 準用する場合を含む。） ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項 騒音規制法第11条第3項 振動規制法第11条第3項 水質汚濁防止法第11条第3項 の規定により、次の通り届け出ます。			
工場又は事業場の名称		○○株式会社 横浜工場	
工場又は事業場の所在地		横浜市○区○○町○丁目○ー○	
〔施設〕の種類 〔特定施設〕		空気圧縮機、機械プレス、送風機	
〔施設〕の設置場所 〔特定施設〕		機械室内	
承 継 の 年 月 日		令和○年 ○月 ○日	
被 承 継 者	氏名又は名称	●●株式会社	
	住 所	横浜市●区●●町●丁目●ー●	
承 継 の 原 因		合併による	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

 3 該当する法律ごとに届出書を提出すること。

連絡 先	○○部	○○課	○○係
	担当者氏名 ○○ ○○		
	電 話 番 号 045-671-xxxx		

《様式第7 特定施設使用全廃届出書 記入例》

特定施設を**全て廃止したとき**に作成してください。法人名称等が変更になっている場合には、**氏名等変更届出書**（16ページ参照）の提出も必要です。

様式第7

特定施設使用全廃届出書

(届出先)
横浜市 長

令和○年 ○月 ○日

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

届出者

横浜市中区○○町一丁目1-1
○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

騒音規制法・振動規制法の
特定施設を設置している特
定工場の場合は、**法律ごと**
に届け出てください。

電 話 045-671-xxxx

担当者 ○○課 ○○ ○○

特定施設のすべての使用を廃止したので、
とおり届け出ます。

- ☒ 騒音規制法第10条
☐ 振動規制法第10条

の規定により、次の

工場又は事業場の名称	○○株式会社 横浜工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	横浜市○区○○町○丁目○-○	※受理年月日	年 月 日
使用全廃の年月日	令和○年 ○月 ○日	※施設番号	
使用全廃の理由	工場閉鎖のため	※備考	

- 備考1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

E-mail mk-souon@city.yokohama.lg.jp